

令和6年度（2024年度）自己点検・自己評価報告書

西武文理大学 自己点検・自己評価委員会

本学は、学長のリーダーシップのもと、諸活動について、建学の精神および教育理念に照らし、自ら現状を振り返り、改善・向上させることが重要だと考えています。

この目的を果たすため、内部質保証推進会議を置き、その下に自己点検・自己評価委員会を設け、前年度〔令和5（2023）年度〕の取組内容について検証し、その結果を「自己点検・自己評価報告書」として公表しています。

※評価項目および視点は、公益財団法人日本高等教育評価機構「令和6年度大学機関別認証評価受審のてびき」に準じます。

基準1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

□使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。

本学は、学校法人文理佐藤学園（以下「学園」という）を母体としています。学園は、建学の精神（*1）、教育方針（*2）、校訓（*3）およびホスピタリティ教育（*4）をもって教育理念とし、学園の使命・目的について、ミッションに言及しています。

*1：学識と技術の鍛磨、報恩の精神、不撓不屈の精神

*2：すべてに誠を尽くし、最後までやり抜く強い意志を養う

*3：誠実、信頼、奉仕

*4：ホスピタリティ精神、礼儀、挨拶、清掃、身だしなみ

＜学校法人文理佐藤学園ミッション＞

- 先鋭的な教育事業を通じて、ホスピタリティ精神あふれる思考・探求型のボランタリーカー人材を育成します。
- 物事に対しWhy（使命）を思考し、How（戦略）を探求し、Do（実践）を率先する意欲的な主役をグローバル社会に排出します。
- 全てのステークホルダーの多様な喜びと幸せに貢献するために存在します。

本学の使命は、学園の教育理念を高等教育において具現化し、有為の人材を育成し、社会の発展に寄与することにあります。

本学の目的は、学園の教育理念および使命・目的に立脚し〔学則第1条〕、各学部は、学科ごとに「教育研究上の目的」および「人材の養成に関する目的」を定め公表しています〔学則第3条第2項〕。

《教育目的》 教育基本法及び学校教育法に基づき、学生に幅広い教養教育を授けるとともに、サービス経営学及び看護学に関する専門学術の理論と実践的応用を教授研究し、不撓不屈の精神と、報恩、誠実、奉仕の心をもって、社会の発展に寄与しうる学力と見識を有する人材を育成すること

＜サービス経営学部＞

◇教育研究上の目的：学科ごと

◇人材の養成に関する目的：豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人を育成することを目的とする。

すなわち、21世紀のグローバルソサエティに適応できる知性と判断力を備え、人間性豊かで、誠心誠意人々の幸せのために奉仕するホスピタリティ精神に基づいて、社会に貢献することを通じて、生活者に信頼されるサービス経営のスペシャリストとして、より良い社会をつくっていけるアクティブな人材の育成

＜サービス経営学科＞

◇教育研究上の目的：豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人の育成に注力するとともに、ホスピタリティ・ツーリズム、サービス・マネジメント、グローバル経済の各分野における経営および革新に資する学術研究を行うことによってグローバル社会と地域社会に貢献し、地域、日本にとって存在感のあるサービス経営学の教育・実践・研究活動の拠点的な役割を果たしていくこと

◇人材の養成に関する目的：ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を育み、専門的な知識と技術に裏付けられた的確な判断力と問題解決能力を身につけたサービス経営人材の育成を目指すとともに、社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、将来にわたってサービス産業の課題に積極的に取り組み、収益性や効率性の向上と顧客の満足や感動の向上を調和的に統合しうるマネジメント能力を身につけ、サービス経営学の発展に寄与することのできる人材の育成

＜健康福祉マネジメント学科＞

◇教育研究上の目的：豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人の育成に注力するとともに、健康福祉分野における経営および革新に資する学術研究を行うことによって地域社会と社会全般に貢献し、地域、日本にとって存在感のある健康福祉マネジメント学の教育・実践・研究活動の拠点的な役割を果たしていくこと

◇人材の養成に関する目的 ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を育み、専門的な知識と技術に裏付けられた的確な判断力と問題解決能力を身につけた健康福祉マネジメント関連のサービス経営人材の育成を目指すとともに、社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、将来にわたって健康福祉マネジメント分野の課題に積極的に取り組み、子どもから高齢者までのその人らしい生活をサポートし、健康福祉マネジメント学の発展に寄与することのできる人材の育成

＜看護学部看護学科＞

◇教育研究上の目的：ホスピタリティ力を基盤に人間を全人的に捉え、人々の生活状況に対応できる看護実践力の育成に注力するとともに、地域の看護実践の質の向上に貢献し、人々の健康生活の実現への支援に積極的に取り組むことにより、地域にとって存在価値のある保健医療福祉の教育・実践・研究活動の拠点的な役割を果たしていくこと

◇人材の養成に関する目的：ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性を育み、専門的な知識と技術に裏付けられた的確な判断力と問題解決能力を身につけた看護専門職の育成を目指すとともに、社会の多様なニーズを鋭敏に察知し、将来にわたって保健医療福祉分野の課題に積極的に取り組み、もから高齢者までのその人らしい生活をサポートし、人々の健康生活の向上と看護学の発展に与することのできる看護師の育成

1-1- ② 簡潔な文章化

□使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。

本学は、使命・目的および教育目的について、サービス経営学部は「豊かな人間性を持つ実践的で柔軟な職業人の育成」、看護学部は「ホスピタリティ精神と豊かな人間性を備えた看護専門職の育成」と簡潔に表現し、履修要綱に掲載しています。

サービス産業への就業あるいは看護師・保健師を目指す学生に対し、「ホスピタリティ」「ホスピタリティ

精神」という概念は、「報恩、誠実、奉仕の心をもって社会の発展に寄与しうる学力と見識を有する人材の育成」という本学の使命・目的および教育目的を明瞭簡潔に表現しています。

1-1-③ 個性・特色の明示

□使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

本学の個性・特色は、以下になります。

◇サービス経営および看護学に関する専門学術の理論と実践的応用の教授研究

◇学園の教育理念（建学の精神・教育方針・学訓・使命・ホスピタリティ教育）に基づく人材育成方針
本学の独自性は、以下になります。

◇日本で唯一のサービス経営に係る学部を擁すること

◇ホスピタリティ精神を看護実践の基盤とする学部を擁すること

◇ホスピタリティ精神に基づく豊かな人間性という概念を各学部が教育目的に盛り込んでいること

1-1-④ 変化への対応

□社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

本学において、使命・目的〔学則第1条〕に係る変更は、平成21（2009）年度、看護学部看護学科を設置した際、人材の養成に関する目的を追加した1回のみで、それ以外、変更はありません。

社会の変化に対応すべく、令和4（2022）年度、サービス経営学部が改組とカリキュラム再編を、看護学部が第3次カリキュラム再編を行いました。今後も、社会のニーズに応えるべく、より高いレベルの大学を目指します。

1-1-⑤ 基準項目全体に関わる留意点

□使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。

本学は、複数の媒体に教育目的を掲載する際、同一表現を原則としているので、趣旨は一貫しています。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

□使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。

本学は、「学園と教職員は、相互にその人格を尊重し、法令並びに学園の建学の精神及び学園の定める諸規程を遵守し」と定め、教職員に建学の精神の遵守を義務づけています〔西武文理大学職員就業規則第7条〕。新任教職員に対し、入職前に法人本部主催の研修を実施し、建学の精神をはじめとする教育理念や学園各校の使命・目的について伝えています。

役員および教職員は中長期計画の策定に参画しています。学長が議長を務める教職員で構成する長期ビジョン検討委員会で骨組を検討し、学長室で具体的な計画案を諮り、全学教授会の議を経て学長が承認した後、学園の企画財務委員会の審議を経て理事長に答申され、理事会で承認されています。

1-2-② 学内外への周知

□使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

本学は、使命・目的および教育目的について、学内外に対し大学ウェブサイト・式典・GUIDEBOOK（学校パンフ）で、学生に対し学生便覧・掲示で、教職員に対し新人研修で周知しています。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

□使命・目的及び教育目的を中長期計画に反映しているか。

本学は、中長期的な計画として、西武文理大学の長期ビジョン、長期計画および第一次中期計画〔令和3（2020）年3月理事会承認（以下総称して「中長期計画」という。）〕を推進しています。

第一次中期計画において、「西武文理大学は学園の理念・使命等を尊重し、本学が新しい知の創造および時代の要請に応える人材育成の拠点であり続けるため、現在に至るまでの西武文理大学の長所と短所と可能性を見極め、特に短所とされる課題を克服し、今後10年間のあるべき方向性について定める。」と明記し、教育活動14項目、研究活動8項目、社会連携・貢献活動8項目、大学ガバナンス7項目およびグローバル化5項目に係るアクションプランとそのロードマップを示しています。

1-2- ④ 三つのポリシーへの反映

□使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学は、使命・目的について、各学部の教育目的として各学問領域で具体化し、各学部は、それを反映する三つのポリシーについて、一貫性をもって制定しています。

各学部のディプロマ・ポリシーは、各学部が育成を目指す人物像を具体的に記述・策定し、各学部のカリキュラム・ポリシーは、各ディプロマ・ポリシーと一貫性をもって策定し、各学部のアドミッション・ポリシーは、各教育目的および各ディプロマ・ポリシーに示される育成人材像、獲得する知識や養成する能力に高い指向性を持ち本学カリキュラムへの適合性が高い学生を受け入れるべく策定しています。

1-2- ⑤ 教育研究組織の構成との整合性

□使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。

各学部を「学則第1条（目的）」に基づき設置しているので、各学部の目的は大学の使命・目的と整合しています。

[基準1の自己評価]

本学は、以上の内容から、「基準1. 使命・目的等」を満たしていると評価しています。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

2-1- ① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

□教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

各学部は、大学の使命・目的を各学問領域において具体化した教育目的を踏まえ、本学の教育に適合する学生を受け入れるべく、アドミッション・ポリシーを策定しています。

志願者・保護者・進路指導教員に対し、GUIDEBOOK（学校パンフ）・オープンキャンパス・高校教員対象説明会・高校進路担当教員訪問・入学者選抜要項等で周知し、本学ウェブサイトで公開しています。高校訪問に先立ち、教職員に勉強会を実施し、アドミッション・ポリシーへの理解を深めています。

2-1- ② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

□アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。

アドミッション・ポリシーに基づき、成績一辺倒の画一的な評価ではなく、志願者の個性・意欲・人間性という個々の特性を評価し、多様な人材を受け入れる狙いから、複数（5区分：学校推薦型・総合型・一般・大学入学共通テスト利用・特別）の選抜方法を実施しています。

＜入学者選抜方法＞ 入学者選抜要項や大学ウェブサイトを通じ、選抜方法ごとに求める能力を明示し、選抜基準に反映しています。

◇志願者は、自らの資質や特性に合わせ選抜方法を選択することができます。

◇アドミッション・ポリシーを反映したミスマッチのない入学者受入れ、入学者選抜方法および基準の妥当性等について、年度単位の初年次中途退学率、単位修得状況および就職内定率に基づき検証しています。

◇教務担当との連携で、各年度の入学者傾向を踏まえ、初年次教育の強化等、入学後の対応に繋げています。

2-1- ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

□教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

入学定員および収容定員について、「学則第4条」に規定しています。

＜入学定員充足率＞ サービス経営学部64%、看護学部86%、大学全体69%で、適切な入学者数を確保するに至っていません。

◇入学者数の確保に関する事項は、社会情勢を踏まえ、在籍者数や教育環境を考慮しつつ、全学および各学部の入試担当委員会ならびに教授会で審議し、学長が教授会での意見を踏まえ決定しています。

＜在籍者数＞ 教職員組織・施設規模・教育環境・教育質保証等の観点から、学修支援・学生生活支援・キャリア支援を十分に行うことができる適切な学生数になっています。

◇サービス経営学部は、収容定員1,160人に対し専任教員27人、専任教員1人当たりの学生数42.9人体制となっています。

◇看護学部は、収容定員320人に対し専任教員26人、専任教員1人当たりの学生数12.3人体制となっています。

2-1- ④ 基準項目全体に関わる留意点

□入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。

入試問題は、厳格・厳重な管理下で、大学が自ら作成しています。

2-2. 学修支援

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

2-2- ① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

□教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

全学体制で学修支援を推進しています。 学生一人ひとりが自ら成長し充実した学生生活を送るため、「学修支援に関する基本方針」を定め、学生便覧に掲載しています。

＜学修支援に関する基本方針＞

- (1) 学生一人ひとりが主体的に学びその能力を発揮できる学修支援体制を整備し、教員と職員が相互連携して学修相談及びその指導に当たります。
- (2) 障害のある学生に対して、教員と職員が相互連携をしながら当該学生の学修機会における合理的な配慮と具体的な対応を講じます。
- (3) 成績不振の学生や欠席の多い学生に対し、教員と職員が相互連携しながら当該学生の学修継続に向けた具体的な対応を講じます。

＜学修支援の特徴＞ 各学部の委員会や学内諸機関の構成員に教員と職員とを配置し、両者が協力・連携しながら、活動方針・計画・体制について策定・実施・評価・推進することにあります。

＜学修支援の中核を担う組織＞ 全学教務委員会、全学学修支援委員会、各学部教務担当委員会（サービス経営学部：教育サービス委員会／看護学部：教務委員会）および各学部学生サービス委員会があり、全学・各学部における位置づけと役割を規程に定めています。

＜学修支援を基盤で支える方策＞ アドバイザー制度を設け、ゼミ等の授業担当教員がアドバイザーとなり、個々の学生に4年間寄り添い、学生生活全般にわたり継続的に支援しています。

◇サービス経営学部は、1年次の必修科目等の受講単位クラスに担任を設け、そのクラスを10～15人の少人数に分割したサブクラスに「FA (Faculty Adviser)」を1人ずつ配置し、各学生の学修・学生生活全般の一次相談役としています。 2年次以降は「基礎演習」「専門演習」「卒業研究」の指導教員が、演習の指導と共にFAと同様の役割を担っています。

◇看護学部は、1年次の「基礎ゼミナール」に学生5人前後に1人の担当教員をアドバイザーとして配置し、基本的に同アドバイザーが3年次まで担当し、学生個々の学修・学生生活全般の相談役になっています。 4年次は「卒業研究」の指導教員がアドバイザーとなり、卒業研究指導のみならず就職や今後のキャリアについての相談、国家試験対策に至るまで支援しています。

＜学修の動機と意欲付けの方策＞ 各学部は入学前教育を実施しています。

◇サービス経営学部は、基礎学力補強を内容とした「入学事前課題」を実施しています。

◇看護学部は、高等学校までの基礎学力に基づく看護・医療系大学での学びの準備として「入学前教育プログラム」を実施し、本学での学びにスムーズに移行できるよう「初年次教育プログラム」を実施し、新入学生の自主的な学びを継続して支える体制を整えています。

2-2- ② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

□教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

□オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

□障がいのある学生への配慮を行っているか。

□中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っているか。

履修指導について、各学年の履修オリエンテーションで実施しています。

＜新入学生＞ 新入生オリエンテーションを実施し、大学特有のシステム（単位制・履修登録・教育課程等）について説明し、諸手続き上の躊躇を防いでいます。

◇入学前教育（両学部）とリメディアル教育（看護学部）を実施し、学生が大学での学修にできるだけ早く適応できるよう支援しています。

◇図書館オリエンテーションを実施し、大学図書館の利用方法、レポートや卒業論文に活用する文献検索について指導し、学修に必要な文献活用について支援しています。

＜2・3・4年次の在学生＞ 学期始めにオリエンテーションを実施し、学びの方向付けや諸手続きに関する不明点の解消に努めています。

＜サービス経営学部の取組＞ 学内諸機関による正課授業支援、学業不振の学生への支援および入学事前課題を実施しています。

＜看護学部の取組＞ 各科目担当者、教務委員会、看護教学課および各アドバイザーの連携協力体制のもと、各学生の健康状態・学修状況・授業参加度等について情報交換し、早期に問題点を発見し、支援策に結び付けています。

◇カリキュラムの特性から、実習面での学修支援および看護師・保健師国家試験を念頭においた学修支援を行っています。

◇実習面での学修支援は、領域横断的な実習委員会による取組みと、臨地実習における指導教員の配置、臨床実習指導者の配置があります。

◇実習委員会は、各領域学生の実習状況報告を行い、個別対応をする学生の情報交換と対応を検討し、当該学生のアドバイザーと各領域の実習指導教員に伝え、実習学修を支援しています。

◇臨地実習は、5～6人程度に1人の実習指導教員を配置し、適宜、看護専門職の有資格者を非常勤実習助手として採用し学修支援を充実しています。

◇国家試験を念頭におく各種学修支援は、1年次からの計画的な履修と学修の積み重ねが不可欠であり、単位未修得者や履修上で問題のある学生について、教務委員会とアドバイザー教員が面談し、学生個別に履修上の注意点を与え学修への動機付けや個別指導を行っています。必要に応じて保護者への情報提供と支援協力を依頼しています。

＜SA（Student Assistant）＞ 大学院を有さないため TA は存在せず、それに準ずるものとしてサービス経営学部において SA を活用し、教員の教育活動支援や履修者の学修支援を行っています。

＜オフィスアワー制度＞ 学生から専任教員へのアクセス・相談機会を確実にするため、教務システム上でオフィスアワー（曜日・時限）を周知し、学生の積極的な活用を促しています。

＜障がいのある学生（・受験生）＞ 学内規程に基づき、手厚い支援のための受け皿づくりおよび授業や試験等に関する合理的配慮の実施体制を整備しています。キャンパス・ソーシャルワーカー派遣に関する業務委託契約を締結しています。

[学内規程等：西武文理大学における障害学生支援に関する基本方針／障害学生支援規程／障害学生支援委員会規程／障害のある学生の受講を想定した遠隔授業への対応について（ガイドライン）]

＜中途退学、休学および留年への対応＞ 各学部と教学課が実施する「出席状況調査」により、個々の状況に応じて対応しています。

◇学生の学修状況を把握し、欠席の多い学生を早期に発見し、アドバイザー教員（ゼミ指導教員）が学生相談室と連携し、個別面談・指導を行っています。

◇サービス経営学部は、中途退学の主要因の1つである学業不振対策について、教育サービス委員会の

方向づけのもと、学修支援ワーキンググループによる現状把握と対策強化を進め、各部局と連携し、中途退学や休学に向けた実効性のある方策を講じています。

◇看護学部は、学修の躊躇や中途退学防止の観点から、教務委員会が看護教学課と協力し、全科目の出席状況をはじめ履修状況に関する情報を収集し、学修上の問題のある学生をいち早く発見して対処するため、情報交換と対応策を講じています。

＜授業支援システム＞ ウェブ対応の『Active Academy Advance 通称「トリプルエー」(AAA)』を導入しています。

◇全開講科目に専用ページを設け、学生が学内外のパソコンからアクセスすることができます。講義内容の確認、配布資料・課題のダウンロード、レポート提出および教員とのコメント交換やディスカッション等、学生と全教員（含む非常勤講師）との双方向のアクセスを確保しています。

2-3. キャリア支援

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

2-3- ① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

□就業体験などを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

□就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

＜サービス経営学部＞ キャリアサポート委員会を中心に、就職支援方針の立案、就職指導・相談、就職先の開拓、学内企業説明会の開催、学生の就業体験研修に関する指導や企業・団体への派遣、および資格検定講座開講・資格検定受検支援等、学生のキャリア形成を支援しています。

◇正課である「キャリア開発Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「就業体験Ⅰ・Ⅱ」「長期就業体験」「各ゼミナール」と連携し、学生のキャリア形成を支援しています。

◇委員会は毎月会議を開き、学生の就職活動状況（4年生の内定獲得状況・3年生の就活準備状況等）および資格取得への取組状況を把握し、就職支援策の修正や追加等を検討・実施しています。

◇教育課程内の取組みとして、「就業体験」を授業として実施しています。 1年次に「Ⅰ」と3年次に「Ⅱ」を設け、各授業で産業界や企業の研究、研修先企業・団体の選定、履歴書作成・面接の対応法等を指導し、春休み（1年次）あるいは夏休み（3年次）期間中に企業・団体に派遣しています。 2年次は通年授業として「長期就業体験」を開講し、年間を通じた「就業体験」体験を教職協働体制で指導しています。

◇卒業後の人生設計を視野に入れるキャリア教育を徹底するため、各年次、必修科目を設けています。 1年次、個人ワークやグループワークを通じて、自律的・計画的に学修に取り組む姿勢や習慣を培い、大学生活と将来のキャリアを結びつけています。 2年次、自己理解と職業理解の両面を統合・深化させ、就職活動や進学準備と大学生活の充実を図っています。 3年次、就職活動の仕組や手順、必要な知識と実践力、業界・企業研究の方法、企業が実施する就業体験への取組方、エントリーシートや履歴書の書き方および面接試験の受け方等、具体的に指導しています。 4年次、社会人・企業人として必要な知識や態度を獲得し、今後の自己課題に目を向け、卒業後のキャリア目標に繋げています。

◇2年次から演習（ゼミ）を必修とし、ゼミの指導教員がキャリアサポートセンターと連携し、学生の個別キャリアを支援しています。 その他、地元企業の就職セミナーに参加する等、地域の産業・行政・福祉業界への理解を深め、経験値を涵養し就業力を向上させるべく取り組んでいます。

＜看護学部＞ キャリア開発委員会および国家試験対策委員会を中心に、「看護職者は、基礎教育を修め国家資格を得てからも終生看護職者であり続けながら、誰もが同一ではない自らのキャリアを公私にわた

り築いていく。」という考え方のもと、支援しています。 新卒時の就職にのみ価値を置く支援ではなく、学生が1人の看護職者として社会に巣立てるよう、学部4年間を通じて、学生のキャリア開発をサポートしています。

◇年次毎に目標を掲げるキャリア開発を推進しています。 1・2年次、講義・演習のグループワークを行い、自身のキャリアについて関心を深めています。 3・4年次、臨地実習や卒業研究を実施し、3年次で臨地実習等の経験から自分の進路を見定め、4年次に進路を具体化し将来の見通しを明確化しています。

◇個々の学生に対し、ゼミや実習の担当教員と看護教学課やキャリアサポートセンターの職員が、学生の志望する看護専門領域や就業施設への就職、保健師課程の履修あるいは助産師資格、養護教諭1種の資格取得のための進学等、看護職者としてのキャリアを選択できるよう支援しています。

◇正課外活動の学生によるキャリア開発活動の企画運営は、キャリア開発委員会教職員の支援を受けています。 学生が開催する講座は、社会で活躍する看護職者や医療分野のキャリアの専門家を講師として招聘し、各分野の卒業生や内定後の先輩から経験談を聞く貴重な機会になっています。

◇国家試験対策委員会（看護学部の全学年の学生を対象に看護師および保健師国家試験対策を所掌する委員会）は、国家試験対策学生委員会（各学年の学生で組織され各学年委員が年間計画を立て学年ごとの対策目標を持って活動する委員会）を牽引しています。 令和6（2024）年2月実施の国家試験合格率は、看護師91.4%（全国87.8%）、保健師100.0%（全国95.7%）となっています。

＜就職課（学内名称「キャリアサポートセンター」）＞ 専任職員3名（含むキャリアコンサルタント有資格者）を配置し、ゼミ担当教員と連携し、在学生や卒業生のキャリア形成を支援しています。 月曜日から金曜日（必要に応じて土曜日）、キャリア相談に応じ、履歴書の書き方や面接を指導しています。

◇進学・留学希望者に対し、志望校や地域についての助言および試験対策や面接対策を行っています。

◇留学生増および留学生の国内就職希望者増への対応として、留学生の求人情報を多く収集し、学内企業セミナーに留学生を積極的に採用する企業に参加してもらい、留学生に特化したキャリア開発講座を増やし、個別指導に注力する等、国内就職への意欲向上に繋げています。

◇就職・キャリア支援の窓口は、卒業生にも開放し、就職後の悩み相談や転職相談を行うほか、職業安定法に則り卒業後3年以内の卒業生に就職先を斡旋しています。

◇サービス経営学部に対する支援

○定型的な技術的指導や一般的知識・スキル習得の分野で、就職支援事業者等の外部リソースを活用し、タイムリーに情報を提供しています。

○キャリアサポート委員会が資格取得のために開講する講座（日商販売士検定受験対策講座・国内業務取扱管理者講座・社会福祉士模擬試験・ITパスポートWEB講座・秘書検定WEB講座等）受講者に受講奨学金（半額）を支給し、積極的な受講を促しています。

○学内に企業・団体の人事担当者を招き、学生が直接説明を受ける「学内就業体験・業界研究説明会」（3年次）や「学内企業説明会」（4年次）を開催しています。

○埼玉県内や都内で開催する「合同企業説明会」に学生を引率しています。

○就職先企業と本学教職員の情報交換の場として「西武文理大学就職懇談会」を開催しています。

◇看護学部に対する支援

○就職課員による就職支援講座を各学年で開講しています。

○3年次前期、上級生から就職選択・就職活動・進学の実際にに関する講話を聴く機会を設け、就職・

進学への動機づけを行っています。

○3年次後期、具体的な卒業後の進路決定方法や就職活動の進め方について指導し、県内外の主だった保健医療機関の看護職の参加を得て病院説明会を開催し、具体的な就職活動に取り組む機会を提供しています。

＜就職率＞

◇サービス経営学部

就職希望者259名のうち就職者数257名で、就職率は99.2%と安定しています。

[希望職種] 卸売・小売業23.3%、宿泊・飲食サービス業13.2%、生活関連サービス・娯楽業10.9%、不動産・物品貸借業8.6%、医療・福祉業7.4%、運輸・郵便業5.8%、建設業3.9%、製造業3.9%、情報通信業3.5%、金融・保険業6.2%、その他サービス6.2%

◇看護学部

就職希望者70名のうち就職者数70名、就職率は100.0%と安定しています。

[希望職種] 看護師88.6%、保健師1.4%、進学1.4%、その他8.6%

2-4. 学生サービス

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

2-4- ① 学生生活の安定のための支援

□学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

□学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。

□奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

＜学生サービス・厚生補導を担う事務組織＞ 教学課（学内的「学生サービス課」）を設置し、専任職員を配置しています。

◇専任職員は、各学部の学生サービス委員会、保健センターおよび障害学生支援委員会等と協働し、学生生活を安定すべく、課外活動対応、アルバイト紹介、住居の便宜として近隣アパートや学生会館の紹介、その他学生生活全般にわたる相談に応じています。

＜学生生活ガイダンス＞ 新入生に対し、事務局による新入生オリエンテーションで、在学生に対し、各学部学生サービス委員会による新年度直前のオリエンテーションで実施しています。また看護学部では各学期終了時のオリエンテーションで社会状況を踏まえた生活上の注意喚起を行っています。

◇留学生に対し、在留資格、禁止されているアルバイトや就業時間の制限、国民健康保険への加入等の重要事項を周知するため、留学生オリエンテーションを実施しています。

＜学生の課外活動＞ 学生組織である学友会を中心に行っています。学生サービス委員会と教学課が学友会に対する全般的な指導・助言を行っています。

◇学友会は、全学生が所属する組織で、学生の自治精神に基づき、会員相互の親睦と学業の研磨ならびに体育・スポーツおよび文化・芸術活動の発展向上に努め、明朗闊達な学風を培うことを目的としています。

◇毎年、一定額の予算が配分され、各学生団体（部・同好会・サークル）を統括するとともに助成金の交付を行い、学生主催の各種行事を企画・運営しています。

＜保健センター＞ 学生および教職員の保健管理に関する専門的業務を一体的に行い、学生について、健

康教育および健康の保持・増進を図っています。

◇学生相談室は、専任カウンセラーが学生のメンタル面での愁訴・学習障害・保護者からの相談（不登校・就職等）に対応しています。さらに啓発活動として「学生相談室だより」を発行しています。

◇意識啓発活動・広報活動について、入学時オリエンテーションでのポスター掲示、利用に関するしおり配布、施設説明、相談会の説明、学生相談室だよりの発行、心理相談ニーズの調査活動および参考図書の整備等を行っています。

＜障がいのある学生＞ 各学部の専任教員、保健センター長および事務職員で構成する障害学生支援委員会で支援しています。基本方針、支援規程および相談窓口について、本学ウェブサイトで公開しています。

[関連規程等：西武文理大学における障害学生支援に関する基本方針／障害学生支援規程]

◇関係教員（クラス担任・ゼミ担当・履修科目担当教員等）は、支援対象学生について、支障ある活動・合理的配慮・支援をする事項について、所定書式により、配慮・支援の実施に係る承諾まで確認しています。

＜社会人・編入・転入学生＞ 入学時ガイダンスを行い、教育サービス委員会所属教員が相談に応じ、希望するゼミの担当教員との面接を通じ適性に合ったゼミへの所属を支援しています。

◇入学前の学修領域の不足部分は、ゼミ担当教員が個別に指導し、ゼミ内の学生相互交流を促し、早期にゼミに溶け込めるよう配慮しています。

＜経済的支援＞ 本学独自の奨学生制度で行っています。給付の可否は、各選考委員会で判定しています。

[奨学生制度：西武文理大学奨学生（学修支援奨学生）／緊急対応奨学生／私費外国人留学生奨学生]

◇その他、独立行政法人日本学生支援機構奨学生、看護学部における埼玉県看護師等育英奨学生および看護師養成に関わる病院の奨学生等を取り扱っています。

◇入学後の奨学生募集は、学内掲示・説明会で行っています。学生は、教学課、学生サービス委員会、FAあるいはゼミナール担当教員に相談・助言を受けながら、自己申請の手続きを行っています。

◇教学課は常時相談に応じ、卒業年度に返還説明会を開催し、滞納防止に関する注意を喚起しています。

2-5. 学修環境の整備

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

2-5- ① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

□教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

本学は、埼玉県西部、狭山市と川越市にまたがる緑豊かで閑静な住宅地にあり、入間川西岸に沿って南北に広がる約81,000m²強の校地を保有しています。収容定員は1,440人で、学生一人当たりの校地面積は約56m²で設置基準(10m²/人)を十分に満たし、多用途に使える空地も十分に備えています。校舎面積は約13,000m²強で、収容定員に基づく設置基準面積9,287.8m²を上回っています。敷地内に、1号館、2号館、8号館、多目的棟、学生食堂および保健センターの他、1号館に隣接する体育館・テニスコート、2号館に隣接するグラウンド・バスケット兼フットサルコート等を設置しています。1号館は隣接する多目的棟に、2号館・8号館は廊下等に休息場所を設けています。専任教員の研究室は、サービス経営学部は1号館と2号館に、看護学部は8号館に全員配置しています。

＜その他の学修環境＞

◇貸出用パソコン（学修に適したアプリケーションをインストール）を希望学生に貸与しています。

- ◇オンライン会議アプリケーション Zoom の利用ライセンスを取得しています。
- ◇Zoom を使った遠隔授業システム、教室で行う授業をサテライト教室で視聴できるシステムおよび他教室の学生状況を視認できるシステムを導入しています。
- ◇専用の動画配信システム (Kollus) で授業の様子をライブ配信することができます。 サテライト教室に光源十分な天吊型プロジェクターを設置しています。
- ◇KDDIとの5回線契約およびルーター5台で安定した通信環境を整備しています。
- ◇オンデマンド視聴に対応すべく動画編集用パソコンで録画した授業動画を学生にわかりやすく編集しています。

2-5- ② 実習施設、図書館等の有効活用

- 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。
- 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。
- 教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 環境を適切に整備しているか。

図書館は、1号館と2号館に置かれ、館長以下図書館運営委員会の教員および司書により運営しています。

[関連規程等：西武文理大学図書館規程／図書館利用規程]

＜開館時間等＞ 通常、平日午後8時、土曜午後1時20分まで授業後の利用に供しています。

- ◇蔵書数は総計86,000冊、閲覧席は計275席、その他、書庫、作業スペースおよび視聴覚教材閲覧ブースを備えています。

- ◇看護学部関連の図書・学術雑誌・視聴覚資料等は主に2号館の図書館で収集しています。

＜図書館運営委員会＞ 図書館図書の収集・保管等に関する基準や学生からの希望図書の要望に基づき、学部構成や学問研究の動向に留意した蔵書構成を行っています。

- ◇他大学の図書館と協力した資料提供、OPAC（オンライン・パブリック・アクセス・カタログ）の充実、学術論文検索・学外からの蔵書検索機能の強化、図書館だよりの発行、推薦図書リストの発行・配布、新入生対象の利用方法説明・卒業研究に向ける文献検索等のガイダンス実施およびレポート執筆・自習で利用可能パソコンの貸出等、教育研究・学修を支援しつつ、図書館を活性化しています。

2-5- ③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。

全館防音仕様で建築しています。 防音扉の構造上、ドア枠分の段差が大きい場合はスロープを設けています。 多目的トイレを随所に設置しています。 1号館および8号館において、エレベータにより全教室へバリアフリーで通行することができます。

2-5- ④ 授業を行う学生数の適切な管理

- 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

＜サービス経営学部＞ 実習・演習形式の授業は40人を上限に設定し、体験・実習科目は科目の性質等に鑑み科目ごとに定員を設けています。

＜看護学部＞ 多くの科目が必修で、その学年に在籍する学生全員が履修しています。 看護技術の修得を目的とする演習形式の授業は、必要に応じてクラスを2分割あるいはそれ以上に細分しています。 同一内容の授業を複数回開講することで、適切な学生数による授業運営を実現し、授業内容に応じ教授から助手まで教員を適切に配置することで、授業の質を担保しています。

＜各学部PC端末使用授業＞ 1教室40台の端末配置のため、人数に上限を設けています。

2-5- ⑤ 校地基準項目全体に関わる留意点

□施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

＜施設・設備＞ 専門業者に外部委託し、消防施設、空調設備、給排水設備、通信設備、エレベータおよび自家用電気工作物等に係る保守点検を定期的に実施し、良好な状態を維持しています。

＜敷地内の管理全般＞ 警備員を配置し、放課後に開放している教室の施設管理、学生退出後の校舎施錠を徹底しています。

＜清掃＞ 専門業者に外部委託し、衛生的で安全な環境維持を図り、総務課が、衛生管理者による月次巡回点検に基づく不衛生箇所・不具合箇所等の報告に対応し、改善措置を取っています。

2-6. 学生の意見・要望への対応

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

2-6- ① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか。

各学部のFD委員会が、各学期の終盤で受講生に対し実施する「授業評価アンケート」により、学修支援に関する学生の意見・要望を把握しています。

＜アンケート内容＞ 授業の内容・方法・運営、担当教員の指導内容、受講環境、自身の受講態度および学修成果の実感等に関する質問事項と自由記入欄で構成し、各教員の授業改善を主な目的に、学生の修学支援に関する具体的要望や潜在的ニーズを把握しています。担当教員は、アンケートの集計結果とともに、担当授業に対する学生の意見・要望を把握・分析し、対応を検討し、授業改善計画書を作成し、次年度以降の授業改善に取り組んでいます。

◇サービス経営学部は、「学生生活アンケート」も実施しています。多様な入試形態を導入し、それに応じて学生も様々なバックグラウンドを有しているので、教員に質問しやすい環境作りや学生からの多様なニーズ把握に努めています。

◇看護学部は、2年ごとに全学生に対し「学生生活全般に関する調査」を実施しています。講義、演習、臨地学習、臨地実習、国家試験対策およびキャリア・就職支援等に関する満足度を把握し、学生サービス委員会で調査報告書として整理し、学生および教職員に公開しています。

2-6- ② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。

＜心身に関する健康相談＞ 保健センター内にある保健室および学生相談室が担当しています。

◇学生相談室は、卒業生アンケートで学生の要望を把握しています。

＜経済的支援＞ 学生サービス課が窓口となり学生のプライバシーに配慮する対応をしています。

◇担当教員（ゼミ・サービス経営学部FA・看護学部アドバイザー）は、面談で要望を把握しています。

◇サービス経営学部は、学生生活アンケートで学生の経済状況の把握に努めています。

◇看護学部は、学生生活実態調査で学生生活の実態を把握し改善策に取り組んでいます。

2-6- ③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

＜学修環境に関する意見・要望＞ 学生サービス委員会を中心に「学生生活全般に関するアンケート」を

実施し、回答内容を精査し改善の是非等を検討しています。

◇学生の要望に応え、スクールバスの運行ダイヤを見直しています。

<教育・学生生活に対する疑問等> いつでも投書できる「意見箱」を設置し、学部長が月1回開封し、その判断で適切な部署や委員会に対応を要請しています。

<その他の取組> 後援会を年1回開催し、意見交換しています。

[基準2の自己評価]

本学は、以上の内容から、「基準2. 学生」を満たしていると評価しています。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

3-1- ① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

□教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

各学部は、本学の教育目的に沿って、専門性に応じて教育目的を定め、その目的を踏まえディプロマ・ポリシーを設定しています。 本学ウェブサイト・GUIDEBOOK（学校パンフ）・履修要項・オープンキャンパス・高校教員向け説明会等で、学内外に周知しています。

3-1- ② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

□ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

単位の計算方法、単位の認定評価・本学で履修した科目の単位認定基準、卒業要件・学位授与について、学則に定めています〔第24条／25条／第31条・第32条・第33条〕。各学部の運用上の詳細事項は、履修要綱に明示し、大学ウェブサイトで公開しています。 履修指導は、履修要綱に基づき、学期始めのオリエンテーションで行っています。

＜単位＞ 各科目の評価基準から算定される「評点（0～100点）」およびそれに対応する「評価（優・良・可・不可）」で、評点「60点」以上、評価「可（成績通知書の表示：C）」以上の場合に認定しています。

◇学生自身が学修成果を自己管理する際の学修評価の総合的な尺度は、成績評点平均制度（「GPA（Grade Point Average）」）を採用しています。 成績通知書に学期ごとのGPAと入学時からの通算の総合GPAを記載し、学生への指導、奨学生やゼミ等の選考および各種表彰等に活用しています。

＜単位認定基準＞ シラバスに基づく評価基準の明確化と周知、試験等における不正行為への懲戒および成績照会制度を実施し、適正に運用しています。

◇シラバスは、作成段階における学内第三者によるチェックにより、適正に整備しています。 シラバスにおいて、単位認定基準と評価方法を明示・公開することで、透明性を担保しています。 科目担当教員は、初回授業でシラバスを配布し、その内容を具体的に説明しています。

＜成績評価＞ 各科目担当教員がシラバスに明示した成績評価方法と評価基準に基づいています。 シラバスに、ディプロマ・ポリシーと到達目標との関連を明記しています。

◇成績評価の前提条件について、サービス経営学部は当該科目の総授業回数の3分の2以上の出席、看護学部は講義科目3分の2以上、実習科目5分の4以上の出席と定め、正当な理由なく満たさない場合は成績評価の対象外としています。

＜成績評価の筆記試験＞ 科目担当教員を含め複数教員により、試験監督マニュアルに沿って実施しています。

◇試験・論文等における不正行為について、「試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為」と定めています〔西武文理大学学生の懲戒処分に関する規程第2条（3）〕。 処分内容は、程度により訓告・停学・退学に分かれています。

◇懲戒処分を受けた学生の教務上の措置について、「授業科目の試験等における不正行為により当該学期の全ての履修登録を無効とする。」と定めています〔西武文理大学学生の懲戒処分に関する規程第12

条]。 学問的倫理の重大さへの理解を促し、不正行為の抑制を図っています。

＜成績照会制度＞ 成績評価基準の厳正な適用に疑義を生じた場合、当事者である学生が科目担当教員から評価の根拠について説明を受けることのできる制度で、単位認定および評価基準の信頼性や透明性を保つ上で有効に機能しています。

＜進級基準＞

◇サービス経営学部は設けていません。 サービス経営学部は、修得単位数が少ない場合も4年次まで進級し、在籍する学年に配当される科目を履修することができます。 学びの統合として2・3・4年次に配当するゼミ（基礎演習・専門演習・卒業研究）では、専門演習と卒業研究の同時履修は可能ですが、基礎演習の単位修得を履修の前提としています。

◇看護学部は、実習科目を多く配当する3年次への進級要件を、2年次後期までの必修科目のうち専門基礎科目・専門科目の全単位を修得することとしています。 この要件は、履修要綱に記載し、入学時および学期始めのオリエンテーションで周知しています。 教務委員会による適用対象者の確認および教授会の議を経て決定することで、厳正に適用しています。 教務委員会では、進級要件を満たさない学生の未修得科目を確認し、全学生のGPAにより学修の到達状況を把握し、教員間で共有することで、透明性を担保しています。

＜卒業＞ 卒業要件を満たした者を教授会で協議した上で、学長が認定しています [学則第32条]。

◇卒業要件は、「学校教育法第87条」「大学設置基準第32条」に基づき、「学則第5条（編入学は学則第14条、再入学・転入学は学則第15条）」に定める修業年限以上在学し、「学則第32条」に定める所定の授業科目の単位（サービス経営学部：134単位以上／看護学部：126単位以上）を修得することとしています。 この要件は、履修要綱および学期始めのオリエンテーションで周知しています。

＜学位＞ サービス経営学部を卒業した者に「学士（サービス経営学）」、看護学部を卒業した者に「学士（看護学）」を授与しています [学則第33条]。

3-1- ③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

□ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか（上記「②」と同一内容）。

上記「3-1- ②」にあるよう、各基準について、適切に定め、周知の上、厳正に適用しています。

3-2. 教育課程及び教授方法

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

3-2- ① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

□教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

各学部は、専門性に応じて教育目的を定め、その目的を踏まえディプロマ・ポリシーを策定し、それに整合するカリキュラム・ポリシーを策定しています。 本学ウェブサイト・GUIDEBOOK（学校パンフ）・履修要項・オープンキャンパス・高校教員向け説明会等で、学内外に周知しています。

＜サービス経営学部＞ ホスピタリティ精神に基づく豊かな人間性を持つ実践的で柔軟な職業人を育成するためのカリキュラムを編成しています。

＜看護学部＞ ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を達成するためのカリキュラムを編成しています。

3-2- ② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

□カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

＜サービス経営学部＞ カリキュラムを構成するシラバスに、カリキュラム・ポリシーに基づき当該科目が担う到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、二つのポリシーの一貫性を確保しています。ディプロマ・ポリシーに照らし制定した具体的な教育目的を達成するためのカリキュラム編成は、カリキュラム・ポリシーを具現化した履修モデルとして、履修要綱で周知しています。

＜看護学部＞ ディプロマ・ポリシーと関連づけたシラバスで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保しています。ディプロマ・ポリシーの前提である育成人材像とカリキュラムとの関連性は履修要綱の教育体系で、各学年で制定される育成能力は履修要綱のカリキュラム構造図で示し、学生はカリキュラム履修により得られる成長を具体的にイメージすることができます。

3-2- ③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

□カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

□シラバスを適切に整備しているか。

□履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

各学部のカリキュラム・ポリシーは、カリキュラム編成の体系および教育趣旨を明示しています。その体系に基づき科目区分・科目名称を作成することで、カリキュラム・ポリシーとカリキュラム体系との関係を明示しています。

＜サービス経営学部＞ 基本的に、カリキュラム編成を、基礎となる「総合教育」、そこに積み上げられる「専門教育」、それらの学びの統合を図る「キャリア教育」と「演習」という体系で構成しています。

＜看護学部＞ 基本的に、カリキュラム編成を、ホスピタリティ精神に基づく豊かな教養の獲得と総合的かつ自主的な判断能力を育成するための「教養科目」、個人・家族・集団・地域、人間の健康と健康生活への理解を深め人間の心と体についての基礎知識を学ぶ「専門基礎科目」、看護実習に必要な専門知識・技術を学ぶ「専門科目」およびそれらを総合的に統合する能力を養う「統合科目」という体系で構成しています。

＜シラバス＞ 個々の科目のカリキュラム上の位置づけや体系的履修に関する注意点等について、学生の理解を深めています。

◇年度初めに当該年度の内容に更新し、履修要綱と合わせ、大学ウェブサイトの各学部「授業科目一覧」ページで公開し、受験生や保護者、高校においても本学の履修内容を詳細に把握することができます。

◇学生は、シラバスと履修要綱を参考に、各年度・学期の履修単位を選択し、履修計画を作成しています。

◇科目担当教員は、初回授業時にシラバスを配布し、その内容を説明しています。

◇各学部の担当委員会（サービス経営学部：教育サービス委員会／看護学部：教務委員会）が、シラバスの記載内容・書式等を定め、記載上の注意事項等を教員に周知し、教員から提出された内容・書式等の妥当性と適切性を確認しています〔大学設置基準第25条の2〕。

＜単位制度＞ 各セメスターで履修登録できる単位数に上限（サービス経営学部：各25単位／看護学部：各26単位・年間50単位）を設定し、シラバスに事前・事後学修の目安時間を明記することで、実質化しています〔大学設置基準第27条の2／大学設置基準第21条〕。

◇授業時間外学修の指示で、単位制の趣旨を保ち、学生の能力に応じながら履修登録単位数を適正化しています。

3-2- ④ 教養教育の実施

□教養教育を適切に実施しているか。

教養教育は、社会・人間・環境・ホスピタリティ・コミュニケーションに関する理解を深める科目、語学

および学修の基礎的スキル習得のための科目を軸に構成しています。中でも、ホスピタリティとコミュニケーション理解の科目は、本学の大きな特徴であるホスピタリティ教育に根差し、対人関係演習を取り入れる等、充実しています。学部間の教育資源の共有は、教養教育を学部横断的に実施する本学の教育方針を具現化しています。

カリキュラム編成上、一般教育科目として配置し、「1.大学基礎科目（ホスピタリティとコミュニケーション）」「2.人間理解領域科目」「3.社会・自然・環境理解領域」「4.情報科学理解領域」「5.外国語」「6.主体性と判断力の育成」の6領域の科目群で構成しています。

＜サービス経営学部＞ サービスとそのマネジメントへの考察に欠かせないホスピタリティへの理解、英語の基礎力および学修のための基礎的スキルの向上を重視する方針から、「1」「5.」「6.」の領域に必修科目を配置しています。

＜看護学部＞ 看護専門職において重要性が高いとの方針から、「1.」「2.」「4」「5」「6.」の領域に必修科目を配置しています。

3-2- ⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

□アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

□教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

本学の教育目的は、社会との関わりを第一に実践的な学力や見識の修得に重きを置いています。

＜教授方法＞ 地域社会や企業等の現場に対する高い指向性を持つカリキュラムや教育プログラムに人的支援を行うことで、活発に工夫・開発しています。

◇産学・地域連携による体験・実習型の教育プログラムは、本学の特色として育まれ、産業界や地域とのリアルな出来事との関わりは、「学修の動機と意欲の増進」「知識・スキルの確実な修得」「学修の深化」「社会的および職業的自立」に大きな効果をもたらしています。

＜教授方法の改善＞ 各学部のFD委員会が組織的に取り組んでいます。

◇全授業科目対象の「授業評価アンケート」を無記名方式で実施し、科目担当教員はその結果をもとに授業を自己評価し、次年度以降の改善方策を示した「授業改善計画書」を作成し、委員会に提出しています。委員会は、授業改善計画書を取りまとめた報告書を作成し、学内教職員と情報共有し、学生に公開しています。

＜サービス経営学部＞ 学生の主体的な問題意識を高揚、学生の自発的な学修の推奨および学生が修得した知識や技術を積極的に活用できる場の提供を念頭に、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた体験・実習型科目や演習型授業を充実しています。体験・実習型の学修は、活動の準備および事後の振りりが重要で、各授業で効果的に実施しています。

◇健康福祉マネジメント学科は、社会福祉士の養成を主眼としたサブコースを設置し、多様な実習の場を地域に用意しています。「社会福祉援助技術現場実習報告会」（毎年2月実施）では、実習担当者を招き、学生の成果発表と事業所施設側からのフィードバックの機会を設け、相互の理解と関係の一層強化に努めています。専門基幹科目の「介護技術・援助論」では、「狭山市介護事業者連絡協議会」と連携し、協議会所属事業所から専門職（介護福祉士・看護師・社会福祉士等）を外部講師として招き、現場の知見に基づく実践的な講義・演習を実施しています。受講生に講師所属事業所での実習やボランティア体験の機会を設け、地域特性や地域で生活する高齢者、障がい者、家族等のニーズの理解を深める教育効果を生んでいます。

＜看護学部＞ カリキュラムの特性から、講義以外に演習や実習を多く取り入れて編成し、学生は体験を通じて効果的に学修しています。特に専門基礎科目・専門科目の演習において、学生は具体的・実践的

に学修することで看護実践能力を身につけています。

◇看護専門職の活動の場は、保健医療福祉機関に留まらず、在宅、地域に拡大し、体験・実習の内容もその場に応じて多様化しています。1年次前期から小グループでの病院見学を経験し、医療専門職を取り巻く環境へのEarly Exposureを図っています。

◇専門科目の「支援基礎看護」「成育支援看護」「療養支援看護」「健康支援看護」の各分野において、講義・演習後に実習科目を配置し、学内での知識・技術の学修の統合の機会としています。

◇看護学実習は1グループ5～6人を1教員が担当し、実習施設の臨地実習指導者との綿密な連携の下できめ細やかな教育ができるよう工夫しています。

◇看護学領域の代表者からなる「実習委員会」、領域横断的な情報共有・検討の場となる「看護学部実習会議」、実習施設の臨地実習指導者を含めた「実習連絡協議会」および担当教員と実習施設臨床実習指導者との間の「臨地実習指導者会議」等を設け、実習指導体制を確立し、実習教育の質の向上に取り組んでいます。

＜ホスピタリティとコミュニケーション能力を育む教育＞ 本学の特色であり、ホスピタリティを主題とする科目を複数配置し、教授方法に工夫を凝らしています。

◇サービス経営学部は、総合教育科目「ホスピタリティ概論」、看護学部は教養科目「ホスピタリティ論」・統合科目「看護とホスピタリティⅠ」を、1年次前期の必修科目としています。履修後、様々な講義・演習・実習科目で「ホスピタリティ」を切り口に理解と実践を促し、特に、体験・実習型科目や演習科目において、「各人のホスピタリティの実践」に言及し、知識移転型では成しえない「ホスピタリティを育む教育」を、経験から学ぶ機会に富んだカリキュラム全体で実施しています。コミュニケーション能力の育成は、各学部で行っています。対人関係にフォーカスした演習形態の教育プログラムを1年次前期・後期の必修科目としています。ケース・メソッド教授法、コーチング（学生自らもコーチングを学び後輩を指導する）、グループ・ワーク、グループ・ディスカッション、ディベート、スピーチ、プレゼンテーション、ロールプレイング、インタビューおよびブック・レポート等、教授方法に工夫を凝らしています。

◇看護学部は、1年次前期の必修科目として教養科目に「対人関係論」、専門科目に「看護とコミュニケーション」を設けています。テキストやワークブックの開発やポートフォリオ評価への対応等、過去の教材・教育手法を刷新する形で、教育の質保証にかなう教材開発を進めています。

3-3. 学修成果の点検・評価

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

3-3- ① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

□三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

□学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。

各学部は、学修成果の点検・評価に留まらず、教育内容・方法および学修指導等の改善に不可欠な学修過程における点検・評価を運用し、総じてアセスメント指標としています。

＜サービス経営学部＞ 三つのポリシーに則った学生募集・教育活動・卒業認定・卒業後進路に関するアセスメント指標を運用しています。

＜看護学部＞ 三つのポリシーを踏まえた学修成果点検・評価のため、ディプロマ・ポリシーの達成を目

指し、各科目、各科目群および学部レベルで設定したアセスメント指標を運用しています。

＜アセスメント指標の効果的運用＞ サービス経営学部は「学生生活アンケート」「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」「就職先調査」を実施し、看護学部は「学生生活アンケート」「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」「就職状況調査」「卒業時満足度調査」「就職先調査」を実施し、学生の意識・学修状況・資格取得状況・就職状況および就職先企業での評価等を調査しています。

3-3- ② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

□学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

各学部は、アセスメント指標に基づき、各特性に応じて点検・評価を行い、教授会で共有し、適宜、改善に向けフィードバックしています。

＜サービス経営学部＞ 社会人基礎力に対応した教育のあり方、卒業生の初期キャリア形成を支える上で強化すべき知識・能力等について、学修成果の点検・評価の中で検討しています。

＜看護学部＞ 県内競合校の増加を背景に、学部の教育目的とディプロマ・ポリシーに沿った特色あるカリキュラムの強みを意識しながら、点検・評価に取り組んでいます。

＜改善に向けたフィードバック＞ 調査等の実施担当委員会から教授会を通じて行われ、情報共有を経て、要改善課題に関連する担当委員会が取り組んでいます。

◇教育活動は学生と教員の相互作用で成り立っているので、教務を担当する各学部・全学の委員会を中心で教員全員が、学生の声に耳を傾け、他委員会と連携・調整し、教育内容および学修指導等の改善と充実に取り組んでいます。

[基準3の自己評価]

本学は、以上の内容から、「基準3. 教育課程」を満たしていると評価しています。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

4-1- ① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

□学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。

学長は、本学の学務を統括する責務を持ち、その遂行に必要な権限を有しています [学校法人文理佐藤学園職務権限規程第14条]。

＜教学面（※）における職務権限＞ 「学則」に定める。

※学生の身分に関する審査・学位の授与・既修得単位の取扱い・懲戒等

◇各学部教授会での意見を徴するほか、教育研究に関する全学的な重要事項について全学教授会を招集し、全学的見地から審議した上で意思決定しています。 必要に応じて、理事会に建議しています。

◇学長が適切なリーダーシップを発揮するため、各学部長と事務局長を学長補佐とする学長室会議を設置しています [西武文理大学学長室会議規程]。

4-1- ② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

□使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。

□大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

□副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

□教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

□教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

本学は、各学部に教授会、その上位組織にあたる全学教授会を設置し、教授会と全学教授会の趣旨と責任等について、規程に定めています。 教学マネジメントは、教授会・全学教授会・学長室会議の関係性において、大学の使命・目的に沿って、権限を適切に分散し、責任を明確化し、適切かつ円滑に行っています。

[関連規程等：学則第42条・第43条・第44条／西武文理大学教授会規程／西武文理大学全学教授会規程]。

＜教授会＞ 学部長を議長とし、「通常教授会」（教育課程および単位認定や学則その他諸規定の制定や改廃に関する事項を審議）と「人事教授会」（教員の採用および昇任に関する事項を審議）に分かれています。 通常教授会を原則月1回、人事教授会を必要に応じて開催しています。

◇通常教授会は、学部長、教授、准教授、専任講師、助教、事務局長および事務局課長以上の職位の役職者で組織し、学部長が提起する事項の審議と報告事項に加え、各学部委員会が提起する事項の審議と活動報告を行っています。 議案は、出席構成員の過半数をもって可決し、可否同数の場合は議長である学部長が決しています。 教育・研究に関する重要事項について学長に報告する義務があり、最終決裁者である学長に意見を述べることができます。

◇サービス経営学部は、教授会付議議題や学部長指示事項等を事前に調整し、教授会を効果的・効率的に運用する仕組みとして、学部長、学科長、学部の主力事業を担う基本委員会の委員長、事務局長および事務局課長以上の職位の役職者で構成する運営推進会議を設けています。

＜全学教授会＞ 学長を議長とし、学則その他重要な規程の制定および改廃、教育課程および教学運営に関する全学的な方針策定と改善活動および教育課程の編成方針に関する事項等を審議しています。 学長、学部長、図書館長、自己点検・自己評価委員会委員長、全学委員会の各委員長、各学部の基本委員会委員

長、事務局長および事務局課長以上の役職者で構成し、学長が必要と認める時は適宜開催しています。

4-1- ③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

□教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

事務組織は、分掌を定め、適材適所に人員を配置し、教職相互補完による業務体制を敷いています。各教授会・各委員会活動において、教職協働のもと、事務職員が必ず1つ以上の委員会に参加することで、情報の共有化を図っています。

[関連規定：文理佐藤学園組織規程／西武文理大学事務組織規程]

大学事務局は、教学課・入試広報課・就職課・総務課・IR課の5課体制になっています。法人本部は、法人全体の財務・経理・総務・人事・企画調整を担当しています。大学事務局と法人本部において、専門領域に精通した職員が相互に協働し業務を遂行することで、適切かつ円滑に教学マネジメントを支援しています。

4-2. 教員の配置・職能開発等

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

4-2- ① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

□大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。

□教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用および昇任について、「西武文理大学教員選考規程」「西武文理大学教員選考基準」に定めています。

＜選考条件＞ ①学校法人文理佐藤学園の建学の精神、教育方針、教育理念に賛同し、西武文理大学就業規則を遵守できる者、昇任にあたっては遵守してきた者であること、②高等教育に造詣が深く、その推進に熱意を持つ者であること、③人格が高潔で人望に厚く、西武文理大学教員として相応しいと認められた者であること、の3点としています〔選考規定〕。

◇選考について、学長が教授会規程に定める人事教授会に諮問しています。

◇人事教授会は、教授会の中から教授3人を選び、学長、学部長および事務局長とともに教員選考委員会を組織し、候補者を選考しています。

◇候補者は、学校法人文理佐藤学園人事委員会の審議を経て、理事会に諮られ、理事長が任用を決定しています。

4-2- ② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

□FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

専門委員会（サービス経営学部：FD専門委員会／看護学部：看護学部FD委員会）は、各学部の特性に応じた教員の教育・研究能力の向上を目的に、年度計画を立案し、FD研修会を企画・実施しています。

＜FD研修会の活動＞

◇新任教員に対する初任者研修で、本学の教育方針・教育目的・カリキュラムの考え方・本学学生の特性等について解説し、ウェブ対応授業支援システム（AAA）の効果的使用法のガイドンス・研究費の公正な使い方等の倫理教育を実施し、大学教員としてのスタートアップを支援しています。

◇教育の質の担保を目的に、各学期末に教員（専任・非常勤）を対象とする「学生による授業評価アンケート」を実施し、その集計結果を翌学期開始までに教員にフィードバックし、全教員から「授業改善計画書」の提出を受け、取りまとめて全体傾向を把握し、学生に対し期間限定で開示し、フィードバックしています。

◇年間のFD活動（授業評価アンケート・授業改善計画書・FD研修会講演記録等）について、FD活動報告書を作成しています。

◇FD活動について、客観的に評価し向上させるため、他大学のFD関係教員や有識者と面談・意見交換しています。

4-3. 職員の研修

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

4-3- ① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

□職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。

学長（全学委員会であるSD委員会の委員長）が推進役となり、教職員に対し、学内外で開催されるSD研修に参加するよう促しています [西武文理大学SD基本規程]。

<取組例>

○機関として実施する研修以外に、教職員は申請し承認を得ることで自主的研修および研究を行うことができ、自己研鑽の機会を制度的に保証しています [西武文理大学職員就業規程]。

○埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）が実施する職能開発企画（目的：大学の管理運営および教育・研究支援に係る質の向上）に参加しています。

○法人本部は、入職する教職員を対象に「新着任者研修会」を実施し、建学の精神等を伝える自校教育や学園各校を紹介し、新職場への適応を支援しています。「事務担当者勉強会」を実施し、勤怠管理と経理処理に関する事務水準の向上を図っています。

4-4. 研究支援

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

4-4- ① 研究環境の整備と適切な運営・管理

□快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

専任教員全員に研究室を割り当てています。

<サービス経営学部> 1号館1・2階および2号館1・2・3階に計38室を配置しています。

<看護学部> 8号館3階に22室を配置しています。教授・准教授以外は共同研究室で1部屋複数人となります。パーテーションを使用し、教員のプライバシーに配慮する研究環境を提供しています。

<事務局による研究活動支援> 総務課が全学倫理委員会の事務を担い、公的研究費の管理や研究遂行上の事務手続等、研究公正に配慮しながら行っています。

◇科学研究費補助金の管理について、研究者への使用状況報告等、情報共有や進捗確認を行い、適切で厳正に運用しています。

◇学外の研究助成情報について、会議室や教員ラウンジのポスター掲示により周知しています。

<図書館> 本学の教育・研究および学修活動の維持・発展のため、収集方針を「学部構成、学問研究の動向に留意し、適正な蔵書構成の実現を図る」と定め、各学部教員と図書館司書で構成する図書館運営委員会で選書を行っています [西武文理大学図書館の図書等の収集・保管等に関する基準]。文献検索データベースを構築し、各学部の研究活動に貢献しています。

4-4- ② 研究倫理の確立と厳正な運用

□研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

教育・研究活動等の倫理に関する事項について、西武文理大学倫理委員会が審議・調査・検討しています。

学長を議長に各学部長と事務局長が教職員等の重大な綱領・規程違反行為であると認めた場合、倫理委員会を開催し適切な措置を講じています。倫理委員会は、教育職員および公的研究費に関する事務を取り扱う職員に対し、研究倫理教育を実施しています。綱領・規程に定める違反行為等に関する通報・相談は、窓口を設け対応しています。

[関連規程等：西武文理大学倫理綱領／西武文理大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程／西武文理大学研究活動における不正行為への対応に関する規程]。

＜看護学部＞ 研究倫理審査委員会を設置し、人を対象とする研究が倫理的配慮のもとで適切に行われていることを保証しています。

◇教員の研究について、審査委員会への倫理審査申請書と研究計画書等の関連資料の提出を求め、外部委員による審査を含め、その適切性を審査しています。

◇学部学生の卒業研究について、審査委員会に倫理審査申請書と研究計画書等の関連資料を提出し、委員会の審査結果を待って開始しています。

◇倫理面での研究条件の整備について、保健医療関係学会や看護系大学同様、厳しい「研究倫理規程」を定め、教員・学生の研究計画書の質を確保しています。

4-4- ③ 研究活動への資源の配分

□研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

＜個人研究費＞ 教員1人当たりの上限を設け支給しています [西武文理大学個人研究費規程]。一般研究費と旅費交通費に分かれ、研究活動への柔軟な対応として、相互流用を認めています。毎年配布する個人研究費の手引きに従い、適切に運用しています。

＜学内共同研究費＞ 支給対象課題を選考の上、支援しています [西武文理大学共同研究規程]。支給限度額を定めています [同規程第4条] が、各年度、満額で研究費を配分しています。

＜学長研究費＞ 最大執行額300万円の予算で配分しています [西武文理大学学長研究費規程]。専任教員から申請される研究提案について、学長、各学部長および事務局長で選考し、優れた提案に学長研究費を配分しています。

＜間接経費＞ 公的研究費の採択を受けた者から機関に対して譲渡された間接経費について、「研究代表者及び研究分担者の研究環境の改善や本学全体の機能向上に活用する。」と定めています [学術研究助成基金助成金間接経費の使用に関する申合せ第1条]。

＜RA＞ 大学院はなく、RA (Research Assistant) は配置していません。

4-4- ④ 基準項目全体に関わる留意点

□研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

科研費の公募説明会を複数回開催し、計画調書の作成方法等について説明し、応募しやすい環境を作っています。しかし、学外競争力を高める上では不十分と認識しています。

[基準4の自己評価]

本学は、以上の内容から、「基準4. 教員・職員」を満たしていると評価しています。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

5-1- ① 経営の規律と誠実性の維持

組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。

情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。

学園業務の組織的・能率的な決定・執行・責任体制について、諸規程の遵守義務を定め、法人の組織・組織運営・業務分掌・職務権限について、基本事項や指揮・命令系統を定め、適切に運営しています [諸規程管理規程／組織規程]。

職員（教育・事務）について、服務の基本原則を定め [西武文理大学職員就業規則]、法令や諸規則に従い、職場の秩序を保持し、相互に協力し、各々の職務遂行に努めることを義務化し、遵守事項を定め、規律ある誠実な職務遂行を求めています。

[組織倫理に関する諸規程] 大学ウェブサイトで公開し、適切に運営しています。

西武文理大学倫理綱領／コンプライアンス基本規程／リスク管理基本規程／リスク管理委員会規程／情報セキュリティ基本規程／個人情報保護規程／ハラスマント防止規程／文理佐藤学園情報公開規程／西武文理大学情報公開規程／公的研究費の管理監査のガイドライン／西武文理大学不正防止対策の基本方針

5-1- ② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

本学は、使命・目的を実現するため、大学と法人本部との間で、日常的に報告・連絡・相談を行い、密接な協力体制を維持しています。特に、法人本部に複数の大学事務局経験者を配属し、大学教職員との太いパイプを維持し、日頃の情報交換をスムーズに行っています。

＜法人本部＞ 理事会等で重要な決定が行われた場合、教職員に対し、教授会等での説明あるいは掲示などで周知しています。法人本部長以下各部長は、経営の透明性確保、情報・意識の共有および職員の使命に係るモチベーション維持を目的に、前年度決算後に各校を巡回し、職員を対象とした「経営状況説明会」を開催し、学園各校の募集状況や財務状況に関する情報を共有しています。

5-1- ③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境や人権について配慮しているか。

学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

本学のキャンパスは、一級河川入間川の畔に位置し豊かな自然環境に恵まれています。楠などの植樹による保水力維持や CO₂ 削減、各室独立の空調設備・照明のLED化による消費エネルギー削減等、環境に優しい取り組みを行っています。

教職員として守るべき倫理、研究計画における個人情報保護への配慮、研究対象者の人権への保護および通報者的人権への保護等について、規程で明文化しています [西武文理大学倫理綱領／看護学部研究倫理規程]。法令等の違反またはその恐れのある行為について、適正にその早期発見および是正を図るための通報または相談処理の仕組を構築しています。リスク管理委員会が、学内の相談体制および解決手続について、整備しています。

[関連規程等：文理佐藤学園コンプライアンス基本規程／公的研究費の不正使用防止等に関する規程／文理佐藤学園ハラスマント防止規程]

<安全への取組>

- ◇全ての校舎および体育館は、新耐震基準を満たしています。
- ◇防災倉庫を増設し、1, 500人×3日分の防災備蓄品（水・食料・ポケットトイレ・プランケット）を確保しています。
- ◇体育館に釣り天井を設置しておらず、バスケットゴール・高所照明器具は軸体に直接取り付けています。
- ◇全建物にアスベストやPCB（電気設備）を使用していません。
- ◇雨水滞留施設を8号館地下に設け、豪雨時のキャンパスから入間川への排水を制御し、水害予防・環境保全に取り組んでいます。
- ◇1号館トイレ改修、外壁防水工事等、施設の保全に取り組んでいます。
- ◇学生および教職員に「災害時対応マニュアル」を配布し、初動対応および学内緊急避難場所等を示し、オリエンテーションや教職員新任研修で周知しています。

<ハラスメント防止の取組>

- ◇ハラスメント防止に関する職員研修（e ラーニング）で、学園の取組や懲戒基準を周知し、「学園はハラスメントを許さない」姿勢を示しています。
- ◇各校男女職員各1名を学生等相談員（相談窓口）として選任し、キャンパスハラスメントのない安全安心な教育研究環境を目指しています。
- ◇コンピュータ室において、肖像権やプライバシーを含む人権への配慮について注意喚起し、学内無線 LAN の設置統制を行い、運用面でも実際的な対応を行っています [コンピュータネットワーク利用規定／西武文理大学ソーシャルメディア利用ガイドライン]。

5-2. 理事会の機能

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

5-2- ① 使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制の整備とその機能性

- 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。
- 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。

理事長と学長・校長の兼任を禁止し、経営と教学を分離しています [寄附行為]。理事会の権限を強化し、理事会と評議員会の開催を区分しています [理事会規程／評議員会規程]。理事9人のうち学外理事は5人で、経済界出身者4人・官界出身者1人とバランスの良い布陣になっています。理事会は、法人の最高意思決定機関として、原則年6回開催し、必要に応じて臨時理事会を開催しています。

理事会の諮問機関である「人事委員会」「広報委員会」「企画財務委員会」の委員構成は、理事を必ず2人以上含み委員長に学外理事が就任し、理事の権限と外部理事の監査機能を強化し、理事長への過度な権限集中を防止しています。

<人事委員会の機能等> 実態に即した委員会

- ①教職員人事が適正かつ公正に行われるよう、採用から解雇までの人事を外部理事が委員長及び副委員長を務める当該委員会の上申に基づいて行なう、②学園全体の人事政策、各校の人事計画および役員の選任・解任に関するなどを委員会の任務に加える、③非常勤講師・臨時職員の人事は任務から除外する、④管理職員の採用・昇任に際してのみ面接審査を行う等

<広報委員会の機能等> 客観的で幅広い視点から広報戦略を策定する委員会

- ①大学・中学高等学校・小学校・専門学校の広報担当教育職員および広報部門所属の事務職員で構成し、

各校の斬新な取組みを共有化し学園教育の魅力を発信する、②理事会または理事長から意思決定を委任された事項について、単独で意思決定することができる、③学外理事の委員への選任を1名から2名に拡充する、④副委員長を1名から2名に増員し、従来の学内理事選出者に加え経営企画部長を充てる等、
<企画財務委員会の機能等> 理事会の意思決定を背後から支える委員会

①資産管理・運用等を含めたより広い見地から財政全般の予算編成・執行を統括し、健全経営の下に適正な収支バランスを維持する役割を担う、②理事会または理事長に審議結果を答申または上申する事項に事業計画及び事業報告に関する事項を加える、③委員に法人本部経営企画部長と各学校事務（局）長を加える、④様々な経営課題や学園改革の検討・企画・推進を司る戦略的機関に位置付ける、⑤理事会から一部権限移譲を受け意思決定機関としての機能を一部付与する、⑥委員に理事長と各校学長および校長を加える等

5-2- ② 基準項目全体に関わる留意点

□理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

理事は、不測の事態を除き会議体に出席し、欠席時、委任状をもって、他の委員に権限を委譲しています。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

5-3- ① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

□意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。

□理事長がリーダーシップを發揮できる内部統制環境を整備しているか。

□教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

学長は、理事長以外の者が務め、学校教育法における学長権限の強化を踏まえ、理事長と学長の役割分担を実質化しています。教授会の下部組織である各委員会において、教職員がメンバーとなり協力して意思決定し、対等の立場で業務を遂行しています。教授会には、課長以上の職位にある職員は正規構成員として出席し、教学部門と事務部門の円滑な意思疎通を図っています。理事会の諮問機関である3つの委員会（人事委員会・広報委員会・企画財務委員会）は、理事長の諮問を受け、その内容を吟味し、その結果を理事会に上申し、学園の意思決定を円滑にしています。

5-3- ② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

□法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

□監事の選任を適切に行っているか。

□監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。

□監事は、監事の職務を適切に行っているか。

□評議員の選任を適切に行っているか。

□評議員会の運営を適切に行っているか。

□評議員の評議員会への出席状況は適切か。

<内部監査室> 日常的に監査を行い、不正の芽や法令違反をいち早く発見し、事態の重大化を未然に防ぐことを目的としています〔内部監査規程〕。

◇監査は、監査法人から年度初めに提出される年間の監査計画書に基づいています。

◇監査法人は、理事長、本部部長および監事・内部監査室と定期的に面接を行い、財務面のみならず学園運営全体を把握することで監査の信頼性を高め、会計処理に関する疑問等にも年間を通じて対応しています。

＜監事＞ 2名と定め〔寄附行為〕、弁護士と公認会計士を任命しています。弁護士は、学校法人・各校運営の適法性に関する検証・点検および規程の制定・改定に関する点検を中心に、公認会計士は、学校法人の財務運営状況の確認および財務処理の適法性等を中心に監査しています。

◇理事会、評議員会および大半の委員会に出席し、大所高所から意見・指摘しています。2名のうちいずれか1名が必ず会議に出席するよう調整しています。

◇法人本部、大学、高校、中学、小学校および専門学校に実地審査（往査）を行い、管理運営・事業計画遂行・予算執行状況の監査を実施しています（令和5年度実績：18日往査）。特に、学校往査の折、財務内容の改善方策に係る監査を実施しています。

◇文部科学省、日本私立大学連盟等が開催する説明会や勉強会に出席し、学校経営を取り巻く環境変化への対応やガバナンスの構築に関し、先端的思考を取り入れています。

＜評議員＞ 職員から1号評議員として8人、卒業者から2号評議員として4人、学識経験者から3号評議員として7人を選任し、評議員会諮問必要事項として11項目を指定し、理事長は予め評議員の意見を聴かなければならぬと定めています〔寄附行為〕。

◇評議員会は、理事長に答申あるいは意見具申することで、理事会の意思決定の万一の暴走をけん制しています。出席者の平均は、19人中16.5人（出席率87%）となっています。

5-4. 財務基盤と収支

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

5-4- ① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

□中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

翌年度の事業計画基本方針や予算編成基本方針は、毎年11月に開催する企画財務委員会の諮問を経て、評議員会の意見を聴き、理事会で承認しています〔予算編成統制規程〕。予算統制による財務内容改善の必要性に係る意識が高まり、事業計画の範囲内の執行を徹底しています。

＜経理財務部＞ 定期的に予算実績対比データを各部門に配信し、予算と実績の進捗管理を徹底しています。

＜経営企画部＞ 年3回（8月末・12月末・3月末）、各部門に事業計画進捗状況の報告を求め、理事会に報告しています。

＜理事会＞ 各部門における未着手事業および費用対効果等について状況を確認し、事業計画の進捗管理を強化しています。

＜令和5（2023）年度 基本方針＞

（1）令和5年度事業計画基本方針（案）に基づき、入学者増加につながる施策、特色ある教育の推進、進学実績及び就職実績の向上等、実効性のある事業予算に優先的に予算を配分する。

（2）職員のモチベーションアップにつながり、努力に報いることのできる人事評価制度の構築や給与体系・諸手当の見直しを図る。

（3）学生生徒等納付金以外の収入源の拡充を図り、多様な収益増強策を検討する。

（4）経常経費予算を過年度踏襲で計上するのではなく、ゼロベースで見直すとともに、業務の合理化・効率化を推進し、経費支出の削減を図る。

（5）老朽化した施設、設備の改修や更新については、優先度を考慮し、必要不可欠な事業に限定し、予算措置を行う。

＜令和5（2023）年度 事業計画＞

法人全体で103事業213百万円の事業計画を策定しています。 大学は、以下を計画しています。

◇サービス経営学部

- (1) サービス経営学部の学科再編に向けた市場動向調査
- (2) アクティブラーニング充実 (1) サヤマ de シネマ他
- (3) アクティブラーニング充実 (2) ブライダル
- (4) アクティブラーニング充実 (3) バーチャルツアー
- (5) アクティブラーニング充実 (4) 学生起業支援プロジェクト事業
- (6) 教育補助要員の配置
- (7) 留学生の就職対策日本語講座の開講
- (8) 留学センターの設置準備(サービス経営学部)

◇看護学部

- (1) 看護師・保健師国家試験対策
- (2) 8号館実習室備品の整備更新 電子カルテシステムの導入
- (3) 8号館実習室Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの給湯設備更新整備

◇学部共通

- (1) アクティブラーニング充実 (5) アクティブラーニング室の設置
- (2) 学修支援センター設置準備
- (3) 学内 WiFi アクセスポイントの増設 (1) 教育情報システム系
- (4) 学内 WiFi アクセスポイントの増設 (2) 教育情報システム系以外(共通)
- (5) AAAの機能追加及び改修
- (6) 教室AV機材の更新
- (7) 図書館機能の充実 (1)
- (8) 図書館機能の充実 (2)
- (9) FD・SDの拡充(共通)
- (10) アリーナの照明LED化
- (11) 食堂設備改修
- (12) 事務局で使用している職員用PCの更新
- (13) 2号館トイレの改修
- (14) 防災設備改修
- (15) 校用車両の入替・追加
- (16) 教員研究力の強化支援 学長室研究費の継続
- (17) サービスイノベーションセンターの活動充実 (1) 事業拡大(継続案件)
- (18) サービスイノベーションセンターの活動充実 (2) 地域連携協定に基づく産官学連携の強化
- (19) サービスイノベーションセンターの活動充実 (3) 多世代コミュニティ事業
- (20) サービスイノベーションセンターの活動充実 (4) 埼玉県物産観光協会との連携協定に基づく事業展開
- (21) BUNRIプランディング強化戦略
- (22) 障がい学生受け入れ体制の整備
- (23) ウクライナ避難民学生支援
- (24) 学内喫煙所の設置

【表5-4-1】事業活動収支計算書関係比率（法人全体）

	比率	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	大学法人 元年度平均	
1	人件費比率	人 件 費 経 常 収 入	64.6%	63.5%	63.2%	53.2%	▼
2	教育研究 経費比率	教 育 研 究 経 費 経 常 収 入	31.1%	32.5%	33.4%	33.5%	△
3	管理経費 比率	管 理 経 費 経 常 収 入	14.6%	16.1%	16.1%	8.9%	▼
4	学生生徒等 納付金比率	学 生 生 徒 等 納 付 金 経 常 収 入	69.9%	70.0%	69.9%	75.1%	～
5	寄付金比率	寄 付 金 事 業 活 動 収 入	3.3%	3.4%	4.2%	2.1%	△
6	補助金比率	補 助 金 事 業 活 動 収 入	18.1%	17.0%	17.3%	12.2%	△

注) △:高いほうが良い、▼:低いほうが良い、～:どちらともいえない

【表5-4-2】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

	比率	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	大学法人 元年度平均	
1	人件費比率	人 件 費 経 常 収 入	45.5%	46.9%	49.1%	49.3%	▼
2	教育研究 経費比率	教 育 研 究 経 費 経 常 収 入	28.7%	31.5%	31.2%	35.1%	△
3	管理経費 比率	管 理 経 費 経 常 収 入	16.2%	19.5%	17.5%	7.4%	▼
4	学生生徒等 納付金比率	学 生 生 徒 等 納 付 金 経 常 収 入	82.7%	84.9%	83.3%	81.2%	～
5	寄付金比率	寄 付 金 事 業 活 動 収 入	2.7%	2.6%	2.8%	1.7%	△
6	補助金比率	補 助 金 事 業 活 動 収 入	11.6%	9.8%	9.6%	7.9%	△

注) △:高いほうが良い、▼:低いほうが良い、～:どちらともいえない

*貸借対照表関係比率のうち、純資産構成比率は大学法人平均より低めです。固定比率は大学法人平均を上回っています。流動比率は大学法人平均よりも低く、100%を下回る水準にあります。純負債比率は、大学法人平均を上回っています。貸借対照表項目は、単年度収支の改善努力の積み重ねであり、結果が顕在化するまである程度の時間を要しますが、今後も着実に取り組んでいきます。

【表5-4-3】貸借対照表関係比率（法人全体）

	比率	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	大学法人 元年度平均	
1	純資産構成	純 資 產	81.5%	81.2%	81.3%	87.8%	△

	比率	総負債+純資産					
2	固定比率	固定 資 産 純 資 産	104.6%	106.4%	103.6%	98.7%	▼
3	流動比率	流 動 資 産 流 動 負 債	93.6%	84.0%	97.7%	251.8%	△
4	純負債比率	総 負 債 純 資 産	18.5%	18.8%	18.7%	12.2%	▼

注) △:高いほうが良い、▼:低いほうが良い、~:どちらともいえない

5-4- ② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

□安定した財務基盤を確立しているか。

□使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。

□使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

学園全体の経常収支差額は、マイナス522百万円で、前年度より10百万円改善しています。学納金収入は減少したものの(前年度比マイナス149百万円)人件費支出の削減(前年度比マイナス144百万円)、管理経費支出の削減(前年度比マイナス35百万円)が大きく影響しています。経常収支差額に臨時の収支である特別収支差額を加えた基本金組入前当年度収支差額は、マイナス491百万円となり、現預金は前年度比288百万円増加しています。しかし、これは特定資産を取崩し、現金預金に振り替えただけですので、純粋に現金預金が増えたことにはなりません。大学単独では、プラス28百万円(サービス経営学部+0.2百万円・看護学部+28百万円)で、各学部の在校生数が前年度の数字を維持したことによります。

＜財務基盤の確立＞ 各校の特色・魅力を打ち出し、生徒募集力を強化し、入学者数の増強に努める必要があります。経費支出や給与・諸手当体系の抜本的見直しおよび業務量と職員数の精査による職員の適正配置により、コスト改善に努める必要があります。学納金以外の収入増強策を攻究する必要があります。

＜外部資金の取り込み＞ 寄付金収入は、寄付金比率が法人全体4.2%で、「今日の私学財政」(日本私立学校振興・共済事業団発行)による大学法人(医歯系法人を除く)平均1.9%を上回り、大学単独2.8%で、大学(医歯系法人を除く)平均1.7%を上回っています。

◇外部資金の中心である補助金収入は、本学の小中高の運営費補助金収入が大きいため、事業収入に対する比率が法人全体17.3%で、大学法人(医歯系法人を除く)平均14.4%を上回っています。

◇本法人全体の事業活動収支計算書関係比率は、人件費比率(大学単独49.1%)と管理経費比率の高いことが課題になっています。

◇貸借対照表関係比率(対大学法人平均)は、純資産構成比率が下回り、固定比率が上回り、流動比率が下回り、総負債比率が上回っています。貸借対照表項目は、单年度収支の改善努力の積み重ねで、結果が顕在化するまで一定の時間を要しますが、今後も着実に取り組んでいきます。

＜外部資金の導入＞ 科研費の公募説明会を複数回開催し、計画調書の作成方法等を説明する等、応募しやすい環境を作っています。しかし、学外競争力を高める上で、不十分と認識しています。

5-5. 会計

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

5-5- ① 会計処理の適正な実施

□学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

会計処理について、会計処理関係諸規程(「経理規程」「経理規程施行細則」等)に基づき、適正に行って

います。

＜小口現金を除く経費支払い＞ 原則、法人本部が一括処理し、統一的な会計処理を行っています。

＜小口現金＞ 法人本部が月初に前月分の詳細を厳格に点検・精査し、事故防止に努めています（「小口現金取扱細則」「小口現金取扱要領」）。

＜契約監査法人＞ 元帳・証憑で経費等支出内容を厳格に確認し、教員の研究費の管理体制も確認しています。

＜会計データ＞ 学校法人向け会計システムで管理しています。会計処理の妥当性を担保するため、税理士法人による事務指導を定期的に実施し、各校の勘定処理の整合性を点検することで、事務処理のレベルを合わせています。

＜稟議＞ 各校の経費支出の妥当性を横断的に検証する経費稟議は、過年度実績に基づく漫然とした経費支出にならないよう、法人本部がコスト削減と支出の妥当性について厳しくチェックしています。

5-5- ② 会計監査の体制整備と厳正な実施

□会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

会計監査は、契約監査法人との間で予め決められた監査計画に基づき実施しています。

＜リスク評価手続＞ 理事者とのディスカッションやウォークスルーを実施し、リスク対応手続として、統制テストや実証手続を実施しています。

◇各校実地調査（現金・預金通帳・小切手帳等）、確認（預金・有価証券・保険積立金・リース債務・後発事象等）および棚卸立合（販売用品）を実施し、事務責任者とのコミュニケーションや学園監事や内部監査室との連携を確保しています。

◇内部監査室は、情報管理態勢の適切性（6月～11月）、大学における研究費・研究活動に関わる管理態勢の適切性（11月）および専門学校部署別監査（12月）を実施しています。実施部署に監査評定結果の還元および改善提案等の説明を行い、改善項目は対応完了までフォローアップしています。大学における研究費・研究活動に関わる管理態勢の監査評定は「良好」（前年同様）で、改善提案は出ていません。

5-5- ③ 基準項目全体に関する留意点

□予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

予算と著しく乖離がある決算額の科目はありません。

[基準5の自己評価]

本学は、以上の内容から、「基準5. 経営・管理と財務」を満たしていると評価しています。

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

6-1- ① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。
- 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。
- 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

＜内部質保証推進体制＞ 学長（委員長）、各学部長および事務局長で構成する「内部質保証推進会議」を設け、内部質保証に係る責任体制を明確にしています〔内部質保証推進会議規程〕。全学的に取り組むべき教育研究活動および大学運営に関する重要事項に対し、指導的役割を担っています。

＜各学部＞ 学科長、基本委員会委員長、教学課長および総務課長で構成する「内部質保証委員会」を設け、学部長が指名する委員長が統括しています。

◇内部質保証委員会は、内部質保証推進会議の方針に沿い、学部の自己点検・評価活動を推進し、その結果を「年次活動報告書」として自己点検・自己評価委員会に提出しています。

＜自己点検・評価委員会＞ 年次報告書の適正性について確認し、各報告書を統合した「自己点検評価書」に編纂し、内部質保証推進会議に提出しています。

＜内部質保証推進会議＞ 自己点検評価書の内容について精査し、外部有識者委員会に検証・評価を依頼し、妥当性を含め客観的な意見を求めています。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

6-2- ① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
- エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。
- 自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。

各学部の内部質保証委員会が、日本高等教育評価機構の基準に基づき、各委員会に割り振り、問題・課題等の改善に関する進捗を管理しています。

◇各委員会から提出された活動報告書を各学部の自己点検評価書としてまとめ、各教授会で審議後、自己点検・自己評価委員会に提出しています。

◇評価委員会は、各自己点検評価書の情報を集約し、大学としての自己点検評価書を作成し、図書館に配架し、大学ウェブサイトで公開しています。

6-2- ② IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

情報を一元管理し分析等を行う組織について、令和6（2024）年度の設置に向け、具体的に検討しています。現在、内部質保証に係る調査やデータ収集・分析について、各学部の基本委員会を中心に実施しています。

＜収集方法等＞ 授業評価アンケート、学生生活アンケート、学生生活実態調査および就職実績企業アンケート等を実施し、学生の意見・要望を把握・分析しています。

◇基礎的および修学上の情報は、事務局総務課を中心に収集・管理し、大学ウェブサイトで公開してい

ます。

6-3. 内部質保証の機能性

自己評価：基準項目を満たしています。

評価の視点

6-3- ① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

□三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

□自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

内部質保証の取組みは、三つのポリシーに基づき実施される自己点検・評価の結果から、現状把握、分析、課題抽出、改善策へと至るPDCAサイクルにより成立しています。

＜サイクル＞ 教育の改善・向上を様々な側面で確認できることから、実質的に機能しています。 中長期計画に基づく大学・各学部・各委員会を横断する全学的な質保証は、内部質保証推進会議を中心に大学運営を改善することで、三つのポリシーの実質化に取り組んでいます。

＜中長期的計画＞ カリキュラム・ポリシーを通じ、使命・目的を実現することを目標にしています。

◇サービス経営学部は、コース制を導入し、学生の目指す将来像に即した体系的学修「アクティブ・ラーニング」による学びの統合を促進し、実践力を強化してきました。

◇看護学部は、看護専門職としての「将来の社会変化に対応できる能力と資質の涵養」を目的に、本学看護教育の基盤とする「ホスピタリティ教育」を重視し、カリキュラム内容を着実に充実してきました。

◇この目的に沿った教育改善・向上の方向づけは継承され、各教授会は具体的な教学上の重点目標に据え、成果を残しています。

◇従来の教育の質保証に係る活動について、本学の中長期計画が具現化を目指すことになったことで、一定の評価を得ています。 全学的なPDCAの仕組みは、教育の質保証に係る大学全体・各学部・各委員会等の間で相互に連携する体制を整えることで、有効に機能しています。

[基準6の自己評価]

本学は、以上の内容から、「基準6. 内部質保証」を満たしていると評価しています。

以上